

田原市少額随意契約（概略）

○少額随意契約とは

地方自治法施行令第167条の2第1項に定める随意契約の限度額以下で契約を締結する建設工事及び建設工事の設計、役務の提供のこと。金額は法律等で決められているので市の裁量による変更は出来ない。

田原市（豊橋市、豊川市も同じ）

契約の種類	金額（税込）
1 工事	130万円以下
2 委託業務、修繕	50万円以下

○見積者の選定

少額工事を発注しようとするときは、田原市の入札参加資格者名簿又は田原市小規模希望者登録制度の名簿に登載されている者の中から選定する。

○工事や委託業務等を発注するための見積徴収

予算の確保するために見積の提出を依頼。少額随意契約では提出された見積を基に設計書又は工事内訳明細書を作成。ただし、積算基準等により見積の金額と予定金額が違う場合もある点に留意してください。

○書類の提出は各契約に記載の提出書類による。提出部数は1部。

（1）工事の場合

①提出書類

- ア 工程表（約款第3条）※変更可
- イ 現場代理人及び主任技術者届（約款第11条）※変更可
- ウ 見本、工事写真（約款第15条）※見本は変更可
- エ 完了届（約款第34条）
- オ 出来形成果総括表 ※必要に応じて記載
- カ 測定結果一覧表 ※必要に応じて記載
- キ 出来形測定図書 ※必要に応じて記載
- ク 廃棄物処理に係る書類（マニフェスト台帳及び契約書・許可証の写し等）
※必要に応じて記載
- コ 請求書

②省略できる書類等

- ア 請負代金内訳書（約款第3条）
- イ 監督員通知書（約款第10条）
- ウ 履行報告書（約款第12条）
- エ 検査結果通知書（約款第34条）
- オ 保険契約証書等の提示（約款第57条）

(2) 委託業務の場合

①必要な書類等

- ア 業務計画書（約款第3条）※変更可
- イ 業務主任担当者届（約款第10条）※変更可
- ウ 完了届（約款第31条）
- エ 成果品 ※必要に応じて記載
- オ 出来形成果総括表 ※必要に応じて記載
- カ 測定結果一覧表 ※必要に応じて記載
- キ 出来形測定図 ※必要に応じて記載
- ク 写真
- ケ 廃棄物処理に係る書類（マニフェスト台帳及び契約書・許可証の写し等）
※必要に応じて記載
- コ 実施報告書 ※必要に応じて記載
- サ 請求書

②省略できる書類等

- ア 監督員通知書（約款第9条）
- イ 履行報告書（約款第15条）
- ウ 検査結果通知書（約款第31条）

(3) 修繕

- ア 完了届
- イ 出来形成果総括表 ※必要に応じて記載
- ウ 測定結果一覧表 ※必要に応じて記載
- エ 出来形測定図書 ※必要に応じて記載
- オ 写真
- カ 廃棄物処理に係る書類（マニフェスト台帳及び契約書・許可証の写し等）
※必要に応じて記載

完了検査

- ・建設工事の検査は完了届を受理した日から14日以内。
- ・委託業務の検査は完了届を受理した日から10日以内。
- ・検査結果の通知は口頭で行う。

○完了時提出書類の注意点

(1) 写真 (A4用紙に直接印刷した写真帳)

- ①着前と完了の写真は右の例のようにして印刷。
- ②工事看板、建設業の許可看板 (建設業許法で定められている大きさ)、作業中、材料、不可視部写真を付ける
- ③廃棄物の誓約書を提出の場合は、引き物をコンテナに入れた状態の写真をつける。
- ④マニフェスト台帳及び契約書・許可証の写しを提出している場合は、廃棄物搬入積み降ろし等の写真は省略できる。

- (2) 廃棄物処理に係る書類で、誓約書提出の場合は代表者印を押印した誓約書とコンテナ等の写真を工事写真帳に含めて提出する。後日、E票をすること。また、マニフェスト等の場合もE票を確認すること。

着手前写真	着手前
	着手前及び完了写真
写真撮影位置図	写真撮影位置図
	着手前及び完了写真
完了写真	完了
	着手前及び完了写真

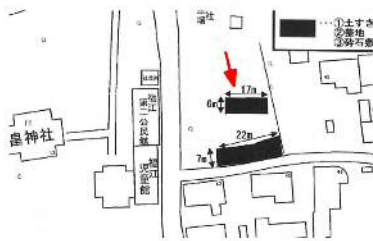
写真 (例)



着手前
着手前及び完成写真



掘取り状況
掘取り状況



写真撮影位置図



掘取り状況
掘取り完了全量



完了
着手前及び完成写真



工事看板